

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 27 年 12 月 24 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500775 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500074 号

第1 結論

昭和 61 年＊月から平成元年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 61 年＊月から昭和 63 年 3 月まで
② 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで

私の父は、子供たちの年金を管理してくれていたので、私が 20 歳になった昭和 61 年＊月頃に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、請求者の国民年金被保険者の資格取得に係るオンライン記録の処理日から平成 3 年 4 月頃に払い出されたと推認できるところ、請求者は、現在所持する年金手帳以外には年金手帳を所持したことはない旨陳述しており、社会保険オンラインシステムによる氏名検索においても上記記号番号とは別の記号番号を確認することができないことから、請求者の国民年金の加入手続は平成 3 年 4 月頃に行われたと考えられ、請求者が 20 歳になった昭和 61 年＊月頃に請求者の父親が請求者の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずであるとする請求者の主張と符合しない。

また、請求者は、父親が請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付したと主張しているものの、父親は請求者に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付の状況について覚えていないとしている。

そのほか、請求者の父親が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500857 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500075 号

第1 結論

昭和 57 年＊月から昭和 61 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 57 年＊月から昭和 61 年 3 月まで

私の母は、私が 20 歳になった昭和 57 年＊月頃に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。

生前の母からは、「納付は国民の義務であるので支払っている。」という話を聞いたことがあり、母が請求期間の国民年金保険料を納付していたことは間違いないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、請求者の国民年金被保険者の資格取得に係るオンライン記録の処理日から昭和 62 年 3 月頃に払い出されたと推認できるところ、請求者に係る戸籍の附票によれば、請求者は請求期間以前から平成元年 6 月まで同一住所に居住していることから、上記記号番号とは別の記号番号が払い出されたとは考え難く、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても上記記号番号とは別の記号番号を確認することができないことから、請求者の国民年金の加入手続は昭和 62 年 3 月頃に行われたと考えられ、請求者が 20 歳になった昭和 57 年＊月頃に請求者の母親が請求者の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとする請求者の主張と符合しない。

そのほか、請求者の母親が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。